

# 業務委託仕様書（案）

## I. 業務概要

### 1. 業務名

山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務

### 2. 業務の目的

山口県立総合医療センター施設整備設計（以下「施設整備設計」という。）に関し、高度な専門知識や病院建替えに係るマネジメント能力を有し、実績が豊富な事業者からの支援を受けることにより、限られた予算及びスケジュールの中で、施設整備を円滑に推進することを目的とする。

### 3. 施設整備設計の概要

以下の施設整備に係る基本設計及び実施設計を行う。

(1) 施設名称：山口県立総合医療センター

(2) 敷地の場所：山口県防府市大字大崎 地内

(3) 整備の概要

ア. 現病院敷地とは別の場所に新病院等（病院本館、附属建物、職員宿舍等）を建設する。

イ. 既存病院の機能を維持しながら、新病院への移転を行う。

(4) 予定事業費：約 750 億円（うち、建設予定工事費約 600 億円）

(5) 整備する施設の概要

施設名	構造・規模	延べ面積（㎡）	設計区分
病院本館	免震構造、地上7階以下、地下1階（駐車場等）	約 67,000 (地下駐車場は含まない。)	新築
附属建物	耐震構造、規模未定	病院本館に含む。	新築
職員宿舍	耐震構造、規模未定	約 4,000	新築
屋外整備等	—	—	新設

(6) 整備目標スケジュール（予定）

令和7年4月から令和7年12月まで 基本設計

令和8年1月から令和9年9月まで 実施設計

令和9年11月から令和12年10月まで 建設工事

令和12年11月から令和13年3月まで 開院準備

(7) その他

ア. 施設整備設計の詳細は、「建築設計業務特記仕様書（案）※」による。※別紙参照

イ. 新病院開院支援業務（運営計画策定、医療機器等整備支援、医療情報システム等整備計画策定、物流管理構築支援、委託契約合理化支援、経営基盤強化等）を別途発注する。

### 4. 履行期間

契約日の翌日から令和9年9月末まで

## II. 業務仕様

コンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）として、コンストラクション・マネージャー（CMr）は、以下の視点により発注者が行う施設整備設計における業務管理の支援等を行う。なお、支援等の実施については、発注者の指示を基本とする。

- ①品質向上
- ②コスト縮減
- ③スケジュール短縮
- ④施設運営の適正化
- ⑤省エネルギー化
- ⑥市場動向の適切な把握
- ⑦DX推進

### 1. 共通業務

(1) ハード面（施設整備設計）とソフト面（新病院開院支援業務）を両立させるための支援

それぞれの内容が最大限の効果を発揮するように、他の成功事例等も踏まえて、ハード面とソフト面が両立できるような調整・支援を行う。

(2) 合意形成過程等における各部門等の「見える化」への取組

施設整備設計及び施設の運営方法等について、院内関係者の円滑な理解が得られるよう、現状との比較や他事例及び最新の市場の状況等を踏まえた明快な資料等を作成する。

(3) CM業務計画書の作成

ア. 受注者は、本業務の契約締結後14日（休日等を含む。）以内にCM業務計画書を作成し、発注者に提出する。

イ. CM業務計画書には、次の事項を記載する。

(ア) 業務の実施方針

(イ) 業務の仕様（業務期間、業務内容、前提条件等）

(ウ) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等（山口県業務委託契約約款に規定する「管理技術者の通知」とは異なる。）

(エ) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等

(オ) 協力者の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（再委託する場合）

(カ) 業務実施体制（(ア) から (エ) の総括。緊急連絡先を含む。）

(キ) 実施工程表

(ク) 技術提案書に記述した提案及びその履行

(ケ) 発注者が指示する事項

ウ. 山口県業務委託契約約款に規定する「一括再委託等の禁止」について、受注者が業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときの発注者の承諾は、CM業務計画書の発注者の受理に代える。

なお、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、

ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、資料整理に限る。

#### （４）CM業務報告書の作成

ア．受注者は、発注者が指示する時期までにCM業務報告書を作成し、発注者に提出する。

イ．CM業務報告書には、次の事項を記載する。

（ア）業務の仕様（業務期間、業務内容、組織体制（再委託者を含む）等）

（イ）進捗状況の報告（技術提案に記述した提案の履行状況を含む）

（ウ）実績と当初工程との比較（定量的な視点での出来高等の実績報告、コストやスケジュール等の比較、差異の原因分析と説明、その対応の提案）

（エ）問題点の確認とその対策及び改善策（具体的な問題点、問題解決のための対策・改善策の提案）

（オ）関係資料（予算管理表、スケジュール、議事録（CMrが作成したもの））

（カ）発注者が指示する事項

#### （５）その他

会議体の出席等については、発注者と協議の上で、WEBによる支援等を許容する。

## 2. 基本設計

#### （１）基本設計の開始支援

基本設計着手にあたり、CM業務計画の内容、組織体制、今後の進め方等を構成員に明確に伝えるための会議に出席し、CM業務計画書を用いて、本業務の実施方針・仕様等について説明する。また、会議の結果等によっては、会議の計画や運営に関して、会議を円滑に機能させるための提案を行う。

#### （２）設計の進捗状況把握支援

基本設計スケジュールをもとに、設計業務の進捗状況を把握する。前倒し工程の促進が望ましく、遅延することがないように、全体工程への影響、挽回工程の検討について助言・支援する。

#### （３）基本設計内容の確認等

ア．基本設計の内容に要求条件\*が的確に反映されているかを確認する。

※「県立総合医療センター施設整備基本計画（素案）」参照

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/197624.pdf>

イ．発注者の検討の深度化や設計者の提案によって、当初の要求条件が変更された場合は、工事費の増減や工事施工スケジュールへの影響についての情報等を提供する。

#### （４）概算事業費の管理支援

ア．概算事業費に影響を与えらると思慮される設計内容について確認する。

イ．工事費増大リスクを検証（市場情勢調査等）し、コストダウンに資する提案を行う。

ウ．概算事業費の内訳を確認し、当該事業費について説明する。

エ．コストダウン等に伴う品質等への影響を評価する。

#### （５）工事施工スケジュール・総合仮設計画の検討支援

ア．工種ごとの工事工程・構工法・施工計画・資材等の調達方法等の影響を考慮し、工事施工

スケジュール（先行発注の検討を含む。）を提案する。

イ．総合仮設計画

総合仮設計画図（構工法の検討を含む。）の実行性について、コスト、関連工事（別機関発注予定）の期間の重複、工事施工スケジュールへの影響等を考慮しながら検証する。

### 3. 実施設計

（1）設計の進捗状況の把握支援

ア．実施設計スケジュールをもとに、設計業務の進捗状況を把握する。前倒し工程の促進が望ましく、遅延することがないように、全体工程への影響、挽回工程の検討について助言し、支援する。

イ．発注方式を決定するための（工事施工スケジュールやコストの視点及び市場の状況等を踏まえた）情報等を提供する。

（2）実施設計内容の確認等

ア．実施設計の内容に要求条件が的確に反映されているかを確認する。

イ．発注者の検討の深度化や設計者の提案によって、要求条件が変更された場合は、工事費の増減や工事施工スケジュールへの影響についての情報等を提供する。

（3）概算事業費の管理支援

ア．基本設計における概算事業費に影響を与えらると思慮される設計内容について確認する。

イ．工事費増大リスクを検証（市場情勢調査等）し、コストダウンに資する提案を行う。

ウ．概算事業費の内訳や積算根拠等を確認し、当該事業費について説明する。

エ．コストダウン等に伴う品質等への影響を評価する。

（4）工事施工スケジュール・総合仮設計画の検討支援

ア．工種ごとの工事工程・構工法・施工計画・資材等の調達方法等の影響を考慮し、工事施工スケジュール（先行発注の検討を含む。）を提案する。

イ．総合仮設計画

総合仮設計画図（構工法の検討を含む。）の実行性について、コスト、発注区分、関連工事（別機関発注予定）期間の重複、工事施工スケジュールへの影響等を考慮しながら検証する。

### 4. 業務の実施

（1）一般事項

「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努める。

（2）協力者（業務の一部を請け負わせた者）との契約

協力者と契約を締結した場合は、速やかに契約書の写しを発注者に提出する。

（3）成果物等の情報の適正な管理

次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、

成果物（業務の成果物（未完成の成果物を含む。）。その他業務の実施のため、作成され、交付、貸与等されたもの等。紙媒体等（電子データ等を含む。）の情報を適正に管理する。

ア．発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧しない、提供（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。

イ．業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

ウ．成果物等の情報の送信または運搬においては、必要となる情報漏洩防止を図るため、パスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

エ．貸与資料の情報については、業務の履行に必要な限り使用するものとし、発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去または廃棄する。

オ．契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので、特に取扱いに注意する。

カ．ア．からオ．の規定は、契約終了後も対象とする。

#### （４）その他、業務の履行に係る条件等

##### ア．暴力団等の排除

（ア）暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」※別表（措置基準）の「26 不正または不誠実な行為」に該当するものとして、1～6か月の指名停止措置を検討する。

※<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/66068.pdf>

（イ）暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

（ウ）発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

## 5. 成果図書

成果図書は以下による。提出部数等については、発注者との協議による。

（１）CM業務計画書（１．共通業務（３）参照）

（２）CM業務報告書（１．共通業務（４）参照）

## 建築設計業務特記仕様書（案）

## I. 業務概要

## 1. 業 務 名

山口県立総合医療センター施設整備設計業務

## 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称：山口県立総合医療センター
- (2) 敷地の場所：山口県防府市大字大崎 地内
- (3) 施設用途：病院本館 令和6年国土交通省告示第8号別添2 第10号 第2類  
(病院本館には附属建物を含む。)  
職員宿舎 令和6年国土交通省告示第8号別添2 第6号 第1類

## 3. 設計と条件

本特記仕様書によるほか、「県立総合医療センター施設整備基本計画（素案）※」による。

※<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/172140.pdf>

## (1) 敷地の条件

ア. 敷地面積：約 115,000 m<sup>2</sup>※（医療施設計画地：約 69,000 m<sup>2</sup>、関連施設計画地：約 46,000 m<sup>2</sup>）

※現時点における敷地測量結果

イ. 地 形：平坦（当該敷地造成設計業務及び工事は別途）

ウ. 用途地域及び地区の指定：市街化調整区域、農地振興地域、景観計画区域、埋蔵文化財包蔵地

エ. その他

(ア) 当該区域は市街化調整区域であるが、今後、基本設計における土地利用計画による建物配置等により定める用途及び建築形態に応じて、必要な都市計画の手続を行う予定である。

(イ) 当該区域は農地振興地域であるが、今後、基本設計における土地利用計画による建物配置等により、農用地除外申請及び農地転用許可申請を行う予定である。

(ウ) 埋蔵文化財包蔵地における遺跡の現状を確認するための現地調査は、別途実施する。

## (2) 施設の条件

ア. 病院本館（医療施設計画地）

延べ面積：約 67,000 m<sup>2</sup>（附属建物を含む。地下駐車場は含まない。）

病 床 数：512 床

構造・規模：免震構造、地上7階以下、地下1階（駐車場等）

設計区分：新築設計

耐震安全性の分類※

①構 造 体：I 類

②建築非構造部材：A 類

③建 築 設 備：甲 類

※耐震安全性の分類は、「山口県公共建築物（保健・福祉施設）個別施設計画」による。

※<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/90145.pdf>

## 地球環境への配慮

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に適合するだけでなく、ZEB Oriented (BEI $\leq$ 0.7) を目標とする。

### イ. 附属建物 (医療施設計画地)

延べ面積：病院本館を含む。

構造・規模：耐震構造、規模未定

設計区分：新築設計

耐震安全性の分類\*

①構造体：I 類

②建築非構造部材：A 類

③建築設備：甲類

※耐震安全性の分類は、「山口県公共建築物 (保健・福祉施設) 個別施設計画」による。

### ウ. 職員宿舎 (関連施設計画地)

延べ面積：約 4,000 m<sup>2</sup>

構造・規模：耐震構造、規模未定

設計区分：新築設計

耐震安全性の分類\*

①構造体：III 類

②建築非構造部材：B 類

③建築設備：乙類

※耐震安全性の分類は、「山口県公共建築物 (保健・福祉施設) 個別施設計画」による。

### エ. 横断歩道橋 (医療施設計画地～関連施設計画地)

### オ. その他

臨機に設計条件の変更及び追加の設計条件を付すことがある。

## (3) 建設の条件

ア. 予定工事費：約 600 億円 (税込み)

(病院本館、附属建物、職員宿舎、横断歩道橋、屋外整備等一式)

イ. 建設工期：令和 9 年 11 月～令和 12 年 10 月 (約 36 ヶ月)

## (4) 留意事項

ア. 山口県が策定した「県立総合医療センター機能強化基本構想\*」及び「県立総合医療センター施設整備基本計画 (素案)」の内容を十分理解し、業務に取り組むこと。

※<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/172140.pdf>

イ. 特に病院本館の整備設計にあたっては、関係者等が多く、合意形成に時間を要するため、合意形成の過程や手法を十分に検討し、関係者等へのヒアリング前までに監督職員に提案すること。また、合意形成においては、柔軟かつ速やかに対応できる組織体制を整えること。

ウ. 医療施設計画地及び関連施設計画地 (施設を含む。) の整備については、別途の設計業務等 (当該敷地造成工事、都市計画道路大崎線工事、山口県環境保健センター建設工事、市道玉祖山根線等改良工事、防府市広域防災広場整備工事、インフラ供給計画) と調整を行う必要があることから、受注者は、監督職員の調整に従って円滑な協議に協力すること。

エ. 徹底的なコスト縮減を図るものとし、設計工事費は、I. 3. (3) に示す予定工事費を超

えないこと。

オ. 本業務は、E I Rを適用したB I M活用を前提としており、仕様は、別紙「設計業務に係るE I R」によること。また、成果品（B I M関連データ）は、次のB I M活用の段階までを想定し作成すること。

活用の段階※：S 7（維持管理・運用）、対象施設は病院本館とする。

※「建築分野におけるB I M活用の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン」（最新版）（建築B I M推進会議）に記載する活用段階までを記載している。

カ. 受注者は、設計内容をクラウド等で共有できるB I M用モバイル端末（スタイラスペンを含む。）を発注者に貸与するものとする（具体的な実施内容は、別紙「設計業務に係るE I R」による。）。端末の台数は発注者と協議すること。

キ. 本特記仕様書に定めるB I M活用については、双方の業務負担軽減を目的としているため、追加業務としての費用を見込んでいない。

ク. 病院本館については、将来の増築に対応できるスペースを建物周辺に確保すること。

ケ. 医療施設計画地については、防府市広域防災広場からの通行が可能な計画とすること。

コ. 関連工事（ウ. に示す工事）の工事期間の重複を想定し、円滑に工事を進めることができる仮設計画（盛替え等を含む。）及び施工計画を検討すること。

#### (5) 履行期間、部分引渡し及又は引渡し

契約日の翌日から令和9年9月末日

##### ア. 基本設計※

(ア) 関係者等へのヒアリングは、令和7年8月末までに終えること。なお、平面計画等建築計画に係るヒアリングは、令和7年5月を予定している。

(イ) 土地利用計画図等資料（都市計画手続きに必要な図面。詳細は監督職員の指示による。）の作成は、令和7年6月末までとする。

(ウ) 建物配置図の作成は、令和7年9月末までとする。

(エ) 基本設計図書の提出は、令和7年12月末までとする。

##### イ. 実施設計※

(ア) 設計図書、工事費内訳書、数量計算書、内訳単価根拠書類の最終は、令和8年12月末日までに監督職員に提出し、内容の審査を受ける。

(イ) 確認申請等は、令和9年5月末までに行う。

※ア. 及びイ. に示す期日については、必要に応じて監督職員と協議すること。

## II. 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）」（以下「共通仕様書」という。）による。

### 1. 特記仕様書における読替え

共通仕様書の「調査職員」は、特記仕様書においては「監督職員」と読み替える。

### 2. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の内容及び範囲

ア. 基本設計に関する標準業務

(ア) 総合（屋外整備を含む。）

- (イ) 構 造
- (ウ) 電気設備
- (エ) 機械設備、昇降機等
- (オ) 業務内容の項目（業務細分率）は、下表による。

設計条件等の整理	条件整理
	設計条件の変更等の場合の協議
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査
	確認申請に係る関係機関との打合せ
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
屋外整備基本設計における敷地造成工事、都市計画道路大崎線工事、山口県環境保健センター建設工事、市道玉祖山根線等改良工事、防府市広域防災広場整備工事、インフラ供給計画との調整	
基本設計方針の策定	総合検討
	基本設計方針の策定及び発注者への説明
基本設計図書の作成	
概算工事費の検討	
基本設計内容の発注者への説明等	

イ. 実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く。）

- (ア) 総 合（屋外整備を含む。）
- (イ) 構 造
- (ウ) 電気設備
- (エ) 機械設備、昇降機等
- (オ) 業務内容の項目（業務細分率）は、下表による。

要求等の確認	発注者の要求等の確認
	設計条件の変更等の場合の協議
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査
	確認申請に係る関係機関との打合せ
屋外整備実施設計における敷地造成工事、都市計画道路大崎線工事、山口県環境保健センター建設工事、市道玉祖山根線等改良工事、防府市広域防災広場整備工事、インフラ供給計画との調整	
実施設計方針の策定	総合検討
	実施設計のための基本事項の確定
	実施設計方針の策定及び発注者への説明
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成
	確認申請図書の作成
概算工事費の検討	
実施設計内容の発注者への説明等	

(カ) 一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料（簡易な透視図、日影図、コスト縮減及び各種技術資料）等の作成を含む。

## (2) 追加業務の内容及び範囲

### ア. 基本設計

#### (ア) 透視図作成

着色、種類（外観図2カット、内観図8カット程度（監督職員との協議による。）、判の大きさ（A2）、枚数（各3）、額の有無（有）、材質（アルミ）

#### (イ) 模型製作

A1判、縮尺（1/500程度）、主要材料（別途協議）、ケースの有無（有）

#### (ウ) 病院の基本設計概要版等の各種広報資料（建築パース、動画等）の作成

資料作成に使用するソフトウェアについては、発注者において容易に加筆修正等が可能なものとする。

#### (エ) 関係機関との設計内容の合意形成のための資料作成及び説明会・会議等への出席（I. 3.（4）ウに関すること。）

#### (オ) 都市計画手続きに必要な土地利用計画図等資料の作成

#### (カ) 住民説明等に必要な資料の作成

#### (キ) 概略工事工程表の作成

#### (ク) 電波障害調査（机上検討、事前調査。報告書作成を含む。）

#### (ケ) さく井調査ボーリング（深さ50m程度、1箇所、揚水試験、残土・濁水処理を含む。）

#### (コ) ヘリポートコンサルタント業務及び届出等

#### (サ) ZEB化検討業務（ZEB認証機関との調整等含む。）

#### (シ) リサイクル計画書の作成（建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）

#### (ス) コスト縮減検討中間報告書（コスト縮減対策として有効なものとして採用した事項、実施設計において具体的に検討の上で採否を決めるべき事項）の作成

#### (セ) 排水処理設備に係る検討

#### (ソ) 雨水・排水再利用設備に係る検討

#### (タ) 下水処理に係る検討

#### (チ) 井水利用設備に係る検討

#### (ツ) 蓄熱システムに係る検討

#### (テ) 再生可能エネルギーの利用に係る検討

#### (ト) 内部雷保護設備に係る検討

#### (ナ) 構内情報通信網設備に係る検討

#### (ニ) その他基本設計に必要な業務

### イ. 実施設計

#### (ア) 積算業務（積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成）

##### ア) 建築積算

##### イ) 電気設備積算

##### ウ) 機械設備積算

- (イ) 透視図作成
  - 着色、種類（外観図2カット、内観図8カット程度（監督職員との協議による。）、判の大きさ（A2）、枚数（各3）、額の有無（有）、材質（アルミ）
- (ウ) 模型製作
  - A1判、縮尺（1/500程度（別途協議）、主要材料（別途協議）、ケースの有無（有）
- (エ) 病院の実施設計概要版等の各種広報資料（建築パース、動画等）の作成
  - 資料作成に使用するソフトウェアについては、発注者において容易に加筆修正等が可能なものとする。
- (オ) 関係機関との設計内容の合意形成のための資料作成及び説明会・会議等への出席（I.3.（4）ウに関すること。）
- (カ) 概略工事工程表の作成
- (キ) 確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等は一般業務に含まれる。）
- (ク) 免震評定及び大臣認定に関する事前協議、申請図書等の作成、申請手続及びこれに付随する詳細協議
- (ケ) 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成並びに建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等
- (コ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第20条第2項の通知に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等は一般業務に含まれる。）
- (サ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- (シ) 各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）に係る法令・条例を除く。）に関する事前協議、申請図書等の作成、申請手続及びこれに付随する詳細協議
- (ス) 医療施設計画地及び関連施設計画地の造成工事に係る開発許可申請業務
- (セ) 景観法（平成16年法律第110号）及び市町景観条例等による届出書の作成及び申請に関する手続等（添付図面の作成を含む。）
- (ソ) リサイクル計画書の作成（建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）
- (タ) コスト縮減検討報告書（コスト縮減検討中間報告書に記載した事項の実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）、コスト縮減として採用した事項）の作成
- (チ) ZEB化検討業務（ZEB認証機関との調整等及び認証手続を含む。）
- (ツ) 事業損失調査（調査範囲等は別途協議）
- (テ) 公共下水道までの下水道管敷設の設計（関係機関との調整等及び手続を含む。）
- (ト) 横断歩道橋（医療施設計画地～関連施設計画地）の設計（関係機関との調整等及び手続を含む。）
- (ナ) 地質調査（標準貫入試験）

- ア) 調査箇所：26 か所（位置等は別途協議）
  - イ) 地質調査：φ66mm、1箇所あたり26m、標準貫入試験、室内土質試験
  - ウ) 解析等調査業務一式
  - エ) 設計用模擬地震動波形の作成業務一式
  - オ) イ) からエ) について報告書作成を含む。
- (ニ) 医療法に基づく許認可申請（医療機器等を除く。）の補助業務（事前相談や開設許可申請、使用許可申請等における資料等の作成）
- (ヌ) エックス線診療室放射線防護図及び遮蔽計算書の作成
- (ネ) 公的補助事業の補助金等の申請に係る資料の作成
- (ノ) その他実施設計に必要な業務
- (3) 特別経費
- ア. 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ登録料
  - イ. 営繕積算システム（RIBC2）の内訳書作成システム使用料
  - ウ. 行政等への手続（確認申請等）業務について
    - (ア) 確認申請等の機関は受注者が決定するものとし、確認申請等に要する手数料は精算する。
    - (イ) 確認申請等に要する手数料に変更が生じる場合は監督職員と協議し、受注者の責に帰すべき事由により変更手続が生じた場合の手数料は、受注者の負担とする。

### 3. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- ア. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計成果図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- エ. 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
- オ. 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- カ. 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努める。

#### (2) 適用基準等

本業務は次に掲げる技術基準等を適用するものとし、受注者は、業務の対象である施設の設計内容等が技術基準等に適合するように業務を実施する。

なお、技術基準等の適用において特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。また、技術基準等の適用にあたっては、「基本設計及び実施設計時点の最新版」とする。

#### ア. 共通

- (ア) 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- (イ) 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン（最新版）
- (ウ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）

- (エ) 官庁施設の環境保全性基準（最新版）
- (オ) 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- (カ) 山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル [改訂版]（山口県）（平成 16 年）
- (キ) 公共建築工事積算基準（最新版）
- (ク) 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- (ケ) 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- (コ) 山口県建築工事積算要領（山口県土木建築部建築指導課）（最新版）
- (サ) 山口県電気設備工事積算要領（山口県土木建築部建築指導課）（最新版）
- (シ) 山口県機械設備工事積算要領（山口県土木建築部建築指導課）（最新版）
- (ス) 「建築分野における B I M 活用の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン」  
（建築 B I M 推進会議）（最新版）
- (セ) 官庁営繕事業における B I M 活用ガイドライン（最新版）
- (ソ) 都市計画法 開発許可ハンドブック（山口県土木建築部建築指導課）（最新版）

## イ. 建 築

- (ア) 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- (イ) 建築工事設計図書作成基準の資料（最新版）
- (ウ) 敷地調査共通仕様書（最新版）
- (エ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- (オ) 建築設計基準（最新版）
- (カ) 建築設計基準の資料（最新版）
- (キ) 建築構造設計基準（最新版）
- (ク) 建築構造設計基準の資料（最新版）
- (ケ) 建築工事標準詳細図（最新版）
- (コ) 構内舗装・排水設計基準（最新版）
- (サ) 構内舗装・排水設計基準の資料（最新版）

## ウ. 建築積算

- (ア) 公共建築数量積算基準（最新版）
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

## エ. 設 備

- (ア) 建築設備計画基準（最新版）
- (イ) 建築設備設計基準（最新版）
- (ウ) 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- (エ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- (オ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- (カ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- (キ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- (ク) 雨水利用・排水再利用設備計画基準（最新版）
- (ケ) 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（最新版）
- (コ) 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）（最新版）

- (サ) 高圧受電設備規程 ((一社) 日本電気協会) (最新版)
- (シ) 公共施設用照明器具 ((一社) 日本照明工業会) (最新版)
- (ス) 病院設備設計ガイドライン (コージェネレーション編) HEAS-06-2017 ((一社) 日本医療福祉設備協会)
- (セ) 病院設備設計ガイドライン (BCP編) HEAS-05-2012 ((一社) 日本医療福祉設備協会)
- (ソ) 病院設備設計ガイドライン (空調設備編) HEAS-02-2022 ((一社) 日本医療福祉設備協会)
- (タ) 病院設備設計ガイドライン (衛生設備編) HEAS-03-2021 ((一社) 日本医療福祉設備協会)
- (チ) 病院設備設計ガイドライン (電気設備編) HEAS-04-2021 ((一社) 日本医療福祉設備協会)
- (ツ) 病院関係者のための電気設備・情報通信設備・医療ガス設備ガイドブック ((一社) 日本医療福祉設備協会)

#### オ. 設備積算

- (ア) 公共建築設備数量積算基準 (最新版)
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (最新版)
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最新版)

#### (3) 業務実績情報の登録

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることの証明として、監督職員の確認を受けた資料を検査職員に提出し確認を受け、その後、速やかに登録を行う。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出する。

#### (4) 業務計画書

ア. 受注者は、発注者との契約締結後 14 日 (休日等を含む。) 以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出する。

イ. 業務計画書には、次の事項を記載する (共通仕様書第 3 章 3. 5 の規定は適用しない。)

- (ア) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等 (山口県業務委託契約約款に規定する「管理技術者の通知」とは異なる。)
- (イ) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- (ウ) 担当技術者の分担分野、所属、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- (エ) 協力者の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容 (再委託する場合)
- (オ) 業務実施体制 ((ア) から (エ) の総括。緊急連絡先を含む。)
- (カ) 実施工程表 (山口県業務委託契約約款に規定する「業務工程表の提出」とは異なる。)
- (キ) 技術提案書に記述した提案及びその履行
- (ク) 監督職員が指示する事項

ウ. 山口県業務委託契約約款に規定する「一括再委託等の禁止」について、受注者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの発注者の承諾は、業務計画書の監督職員の受理に代える。

なお、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理 (構造計算、設備計算及び積算を除く。)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

- (5) 協力者（業務の一部を請け負わせた者）との契約
- ア. 協力者との契約にあたっては、令和6年国土交通省告示第8号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計の品質を確保する上で必要な報酬額で契約する。
  - イ. 協力者と契約を締結した場合は、速やかに契約書の写しを監督職員に提出する。
- (6) 管理技術者の資格要件
- 「山口県立総合医療センター施設整備設計業務公募型プロポーザル説明書」による。
- (7) 建築設備に係る設計に関する意見の聴取
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に規定する建築設備士の意見を聴取し、同法第20条第5項を適用する。
- (8) 貸与品等
- ア. 敷地造成基本設計成果品
  - イ. 敷地測量図
  - ウ. 現病院の新築工事設計図書
- (9) 打合せ及び記録
- 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。  
（業務着手時、監督職員又は管理技術者が必要と認めた時）
- (10) 図面等の作成上の留意点
- 図面等の作成にあたっては、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のあるものが必要最小限となるよう（例えば、機密性の確保が求められ室の用途が特定される室名等を表記しない。）、図面等の作成開始当初から留意する。また、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のある図面等については、監督職員の指示により機密性の確保に支障をきたす詳細等の情報を表記しない図面等も併せて作成する。
- (11) 成果物等の情報の適正な管理
- 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物（業務の成果物（未完成の成果物を含む。）。その他業務の実施のため、作成され、交付、貸与等されたもの等。紙媒体等（電子データ等を含む。）。）の情報を適正に管理する。
    - ア. 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧しない、提供（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
    - イ. 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
    - ウ. 成果物等の情報の送信又は運搬においては、必要となる情報漏洩防止を図るため、パスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
    - エ. 貸与資料の情報については、業務の履行に必要な限り使用するものとし、監督職員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
    - オ. 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので、特に取扱いに注意する。
    - カ. ア. からオ. の規定は、契約終了後も対象とする。
- (12) その他、業務の履行に係る条件等
- ア. 成果物の取扱い
    - (ア) 提出された原図及びCADデータについては、その写し又はPDFデータを入札の資料

として貸与、公開に利用することがある。

(イ) 提出されたCADデータ、BIMデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

イ. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務の履行

(ア) 受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

なお、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得ること。

(イ) 受注者は、技術提案書に記載した提案について、原則として業務計画書に記載すること。

(ウ) 本業務の「対象施設（部分）」が“工事請負契約書における契約不適合”の有無を確認することとなった場合において、発注者が協力等を要請することがある。

ウ. 発注者を支援する立場で、

①受注者に対するスケジュール、コスト及び品質管理等のマネジメント

②医療機器・什器備品整備、情報システム整備、物流管理等のマネジメントを行うコンストラクション・マネジメント業務を別途発注する予定としている。

エ. 暴力団等の排除

(ア) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」※別表（措置基準）の「26 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～6か月の指名停止措置を検討する。

※<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/66068.pdf>

(イ) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(ウ) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(エ) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、山口県業務委託契約約款の規定により発注者に履行期間の延長等の請求を行うこと。

## 4. 成果図書

### (1) 基本設計

設計の種類	成果図書（電子データ共）
ア. 説明書等	重要事項説明書（建築士法） コスト縮減検討中間報告書 法令チェックリスト
イ. 総 合	計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 工事費概算書 仮設計画概要書
ウ. 構 造	構造計画説明書 構造設計概要書（杭等の基礎形式検討表を含む。） 工事費概算書
エ. 設 備 （電気設備）	電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 工事費概算書
オ. 設 備 （機械設備、昇降機等）	機械設備、昇降機等計画説明書 機械設備、昇降機等設計概要書 工事費概算書
カ. その他	透視図 模 型 基本設計本編及び概要版 基本設計概要版等の各種広報資料（建築パース、動画等） 概略工事工程表 リサイクル計画書 追加業務（Ⅱ. 2. (2). ア）の報告書等 各種技術資料 各議事録

- (注) 1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2. イ. からオ. までの掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
3. ウ. からオ. に掲げる成果図書は、イ. に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
4. 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
5. 概略工事工程表の作成にあたっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」をもとに適正な工期を設定する。
6. 成果図書について
- ・成果図書の提出部数等については、監督職員との協議による。
  - ・印刷製本代は、諸経費を含む。

(2) 実施設計

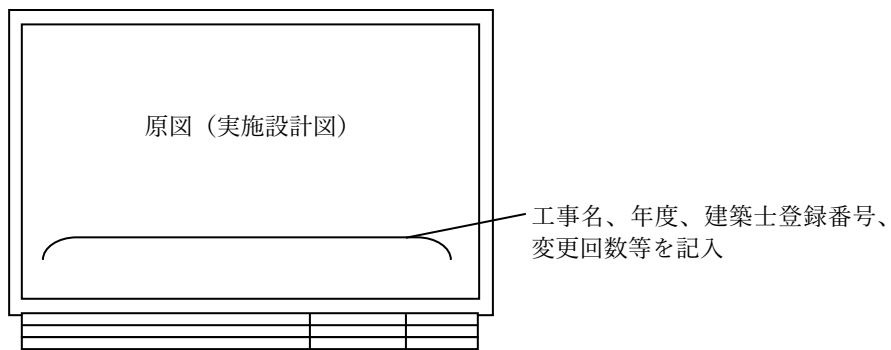
設計の種類	成果図書（電子データ共）
ア. 説明書等	重要事項説明書（建築士法） コスト縮減検討報告書、法令チェックリスト
イ. 総合	建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各階） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む。） 建具表 屋外整備図（横断歩道橋を含む。） 総合仮設計画図 工事費計算書 各種計算書
ウ. 構造	仕様書（杭等の基礎形式検討書を含む。） 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図・詳細図 構造計算書（横断歩道橋に係る図面を含む。） 工事費計算書
エ. 設備 （電気設備）	仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 テレビ共同受信設備図、電波障害防除設備図 防犯・入退室管理設備図 非常電源設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 屋外設備図 工事費計算書 各種計算書

<p>オ. 設 備 (機械設備、昇降機等)</p>	<p>仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図 井水利用設備図 ごみ処理設備図 エレベーター設備図 小荷物専用昇降機設備図 エスカレーター設備図 屋外設備図 工事費計算書 各種計算書</p>
<p>カ. 積 算 (建築、電気設備、機械設備、昇降機等)</p>	<p>積算数量算出書 (チェック表を含む。) 積算数量調書 (チェック表を含む。) 見積書等関係資料 (見積書、見積比較表) 単価資料 (単価比較表、採用機器・材料カタログ等)</p>
<p>キ. その他</p>	<p>透視図 模 型 実施設計概要版等の各種広報資料 (建築パース、動画等) 概略工事工程表 リサイクル計画書 追加業務 (Ⅱ. 2. (2). イ) の申請図書、報告書、評価書等 施工に必要な実日数の根拠 (週休 2 日工期算定用) 各種技術資料 各議事録 設計製本図 (A 2 判、A 3 判)</p>

- (注) 1. 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2. イ. からオ. までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
3. 概略工事工程表の作成にあたっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」をもとに適正な工期を設定する。
4. 設計図面は、JW-CADにより作成する。
5. 工事費計算書は、営繕積算システムRIBC2 ((一財) 建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。
6. 成果図書について
- ・成果図書の提出部数等については、監督職員との協議による。
  - ・印刷製本代は、諸経費に含む。

(3) 成果図書における設計原図の仕様等

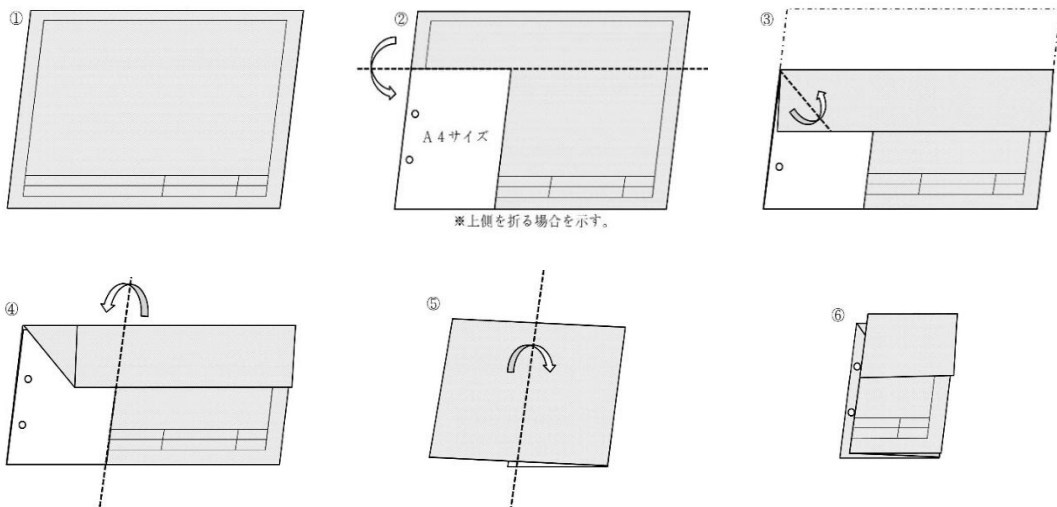
- イ) 設計原図の材質：トレーシングペーパー（サンド和紙程度）
- ロ) 設計原図の大きさ：A2判（又はA1判）
- ハ) 原図の様式は次による。



ニ) 白焼き（A4）折り図面の仕様

- ・紙質：PPC普通紙（中性紙薄口 64g/m<sup>2</sup>程度）
- ・折り方：下記により奇数頁は上側、偶数頁は下側を折る。
- ・穿孔：左側中央部に2穴穿孔（ピッチ寸法80mm、奥行12mm程度、穴径6mm）
- ・提出方法：綴り紐、ファイルは不要

※原図がA1の場合は、A2サイズに縮小の上、上記仕様に沿う。



## 設計業務に係るE I R

～山口県立総合医療センター施設整備設計業務～

### 1. 目的

本E I R (Employer Information Requirements : 発注者情報要件) は、山口県立総合医療センター施設整備設計業務におけるB I M活用に際して、発注者が求める要件を示すことを目的とする。

### 2. B E P (B I M実行計画書) の提出等

- (1) 受注者は、設計業務の着手に先立ち、本E I Rに基づき B E P (BIM Execution Plan : BIM 実行計画書) を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) B E Pには、以下に掲げる事項を記載すること。
  - ア. 使用するB I Mソフトウェアの種類とバージョン
  - イ. 発注者へのB I M データ (B I M モデルに加え、B I M上での2次元による加筆も含めた全体の情報をいう。) の提示方法 (P C等の持込み、ビューア、クラウド利用等)
  - ウ. 次に掲げる B I M 活用の項目の実施内容等に関する事項
    - (ア) 3. (1) に掲げる指定項目
    - (イ) 指定項目に該当しない項目で、受注者がB I M活用を行うもの
    - エ. 成果品として提出するB I M データ等に関する事項
- (3) B E Pの書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。
- (4) 受注者は、B E Pに記載する内容を変更する必要がある場合、指定項目に関する変更については、その都度あらかじめ発注者と受注者の間で協議の上、変更したB E Pを発注者に提出する。また、指定項目以外の項目に関する変更については、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務の完了時に変更した B E Pを発注者に提出する。

### 3. B I M活用の項目及びその実施内容等

- (1) 受注者は、下表に示す指定項目を実施する。

項目	目的	実施内容	実施時期
①設計条件の適合確認	発注者による設計審査の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設計条件により求められる性能等を属性情報として入力し、集計表や図面上の色分け表示等により整理したものを発注者に説明する。</li> <li>○建築可能範囲をB I Mモデルから可視化したものを発注者に説明する。</li> </ul>	基本設計前半段階
②建築物の外観及び内観の提示	発注者との合意形成の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○B I Mモデルを用いて、建築物の外観及び内観 (エントランスホール、代表的な諸室) を発注者及び施設管理者に説明する。</li> <li>○B I Mモデルの入力範囲は、総合 (令和6年国土交通省告示第8号別添1第1項第1号ロ (1) 及び第2号ロ (1) に規定する「設計の種類」における「総合」をいう。以下同じ。) とする。</li> <li>○B I Mモデルの詳細度について、別表1を目安に設定する。</li> <li>○建築物の外観及び内観の形状が判断できればよく、材質の設定、点景の配置等は要しない。周辺建物はボリュームが分かる程度のモデルでよい。</li> </ul>	基本設計後半段階

③基本設計段階における設備計画の検討及び干渉チェック	発注者による設計審査の円滑化	○設備機器、配管等の納まり又は維持管理スペースを検討する必要がある箇所について、総合に加え、構造、電気設備及び機械設備についてもB I Mモデルを作成し、設備計画の検討及び干渉チェックを行う。	基本設計後半段階
④概算工事費の算出（検討）	概算精度向上、内容変更への対応性確保	○B I Mを活用して採算工事費の算出に用いる数量を算定する（部分的な活用でも可）。	基本設計段階、実施設計段階の2段階程度
⑤実施設計図書（一般図等）の作成	発注者による設計審査の円滑化	<p>○B I Mモデルに、B I M上での2次元による加筆（以下「2次元加筆」という。）を行い、次の図面を作成する。</p> <p><b>【総合】</b> 配置図、平面図、立面図、断面図、展開図、天井伏図、面積表、仕上表及び建具表</p> <p><b>【構造】</b> 伏図、軸組図及び部材断面リスト図</p> <p><b>【電気設備】</b> 電力設備配線図（幹線）、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図</p> <p><b>【機械設備】</b> 空気調和設備平面図、給排水衛生設備平面図及びエレベーター設備平面図</p> <p>○B I Mモデルの作成範囲は次に掲げる範囲を、詳細度は別表2を目安に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合及び構造は、上表に掲げる図面作成に必要となる範囲とする。</li> <li>・電気設備及び機械設備は、干渉チェックに必要となる範囲とする。</li> </ul> <p>○各分野内の図面の整合性を確保するため、B I Mモデルと連動した図面作成に努める。</p> <p>○分野間の図面の整合性を確保するため、B I Mモデルの統合又は重ね合わせによる干渉チェックを行う。</p> <p>○次に掲げるB I Mデータ説明資料を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2次元加筆のうちB I Mモデルと連動しない箇所が分かる資料（図面上に色分け表示、図面名別に概要を記載（別表3に様式例を示す）等）</li> <li>・B I Mから出力してC A Dにより図面修正を行った場合、C A Dによる図面修正箇所が分かる資料（図面上に色分け表示、図面名別に概要を記載（別表3に様式例を示す）等）</li> <li>・必要に応じ、モデリング・入力ルールに関する資料（別表4に項目及び記載内容の例を示す）</li> </ul>	実施設計終了段階
⑥実施設計図書（詳細図等）の作成	発注者による設計審査の円滑化	<p>○B I Mモデルに2次元加筆を行い、次の図面を作成する（一部の図面でも可）。</p> <p><b>【総合】</b> 矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図</p> <p><b>【構造】</b> 構造詳細図</p> <p><b>【電気設備】</b> 機器仕様</p> <p><b>【機械設備】</b> 機器表及び器具表</p> <p>○各分野内の図面の整合性を確保するため、B I Mモデルと連動した図面作成に努める。</p>	実施設計終了段階

(2) 受注者は、指定事項に該当しない項目について、B I Mを活用することができる。

#### 4. 成果品として提出するBIMデータ等

下表に示す成果品を、電子納品の対象として提出する。なお、成果品のうちBIMデータについては、「BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）」（最新版）による。

成果品	ファイル形式
3.(1)⑤⑥に係るBIMデータ	オリジナルファイルおよびIFC ※3.(1)⑤⑥に係るBIMデータ内に格納された関連データ（PDF、DWG、JPG等）については、オリジナルファイルにて提出する。
3.(1)⑤⑥に係るBIMデータ説明資料	PDF

#### 5. データの共有

業務履行途中におけるBIMデータ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて発注者に対する設計内容の説明等は、クラウド等の共有環境で行うものとする。

#### 6. その他

##### (1) BIMデータ作成上の留意事項

- ア. 成果品として提出するBIMデータ内に、機密性の確保に支障をきたす情報並びに特定の製品及び製造所に係る情報が含まれないようにする。
- イ. 成果品の図面表記の方法は、原則として「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」によること。ただし、これらの基準を適用することが著しく合理的でない場合は、BIMデータからの作成上合理的で、かつ適切に図面内容を伝達できる図面表記の方法について、発注者と協議する。
- ウ. その他BIM活用にあたって疑義が生じた場合は、発注者と協議する。

##### (2) 参考資料

- ア. 官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン（最新版）
- イ. 官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領（最新版）
- イ. 建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（最新版）
- ウ. 設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会（最新版）

別表1 BIMモデルの詳細度の目安（基本設計段階）

		担当	形状	情報	
総 合					
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等（階数、階高、各室の面積共））	A	要求諸室、建物機能諸室	用途の設定、面積情報
	建築要素	階高、地下深さ、最高高さ設定	A	通り芯・レベル	階高
		構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁	A	意匠柱、床スラブ等意匠上の仮配置	大きさ、性能、床スラブ高さ
		構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	—	—	—
		屋根、ひさし、バルコニー	A	形状、大きさ、厚さ	—
		階 段	A	構造種類（鉄骨/RC）	幅員、蹴上げ、踏面
		EVシャフト	A	大きさ、開口	—
		外 装（種類、材料等）	A	形状、設計仕様（CW/PC/RC/ALC）	設計仕様
		外部建具（仕様を含む）	—	—	—
		内部建具（仕様を含む）	—	—	—
		天 井（天井高を含む）	—	—	—
BIMから出力する図面		—	配置図、平面図（各階）、断面図、面積表	—	
構 造					
BIM	建築要素	構造耐力上主要な部分に該当するもの（柱、はり、スラブ等）	—	—	—
		雑構造物（工作物、各種下地材等）	—	—	—
	BIMから出力する図面		—	—	—
電気設備					
BIM	建築要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	E	主要室	用途・性能の設定
	設備要素	機器・盤類 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	E	主要な床置電気機器	主要能力
		器 具	—	—	—
		幹線（ケーブルラックを含む）	—	—	—
		インフラ供給ルート	E	インフラ供給ルート（2D加筆）	—
	BIMから出力する図面		—	—	—

			担当	形状	情報
機械設備					
BIM	建築要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	M	主要室	用途・性能の設定
	設備要素	機 器 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	M	主要な床置電気機器	主要能力
		器 具	—	—	—
		ダ ク ト	—	—	—
		ダンパー等	—	—	—
		配 管	—	—	—
		インフラ供給ルート	M	インフラ供給ルート (2D加筆)	—
	B I Mから出力する図面		—	—	—
昇降機設備					
BIM		E V	M	EV本体(かご)の大きさ	計画仕様
屋外整備					
BIM	建築要素	現況敷地情報：既存工作物、敷地内既存建築物、既存立木等(表面形状)	A	地盤面、工作物、樹木	—
		整備後の敷地工作物等(主要な歩道、車道、駐車場等)	A	歩道、車道、駐車場、駐輪場	幅員、台数
	B I Mから出力する図面		—	概略配置図	—

(注) 1. 担当欄の凡例は以下のとおりとする。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

2. 「設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会(第1版)」をもとに作成している。

別表2 BIMモデルの詳細度の目安（実施設計段階）

			担当	形状	情報
総 合					
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等（階数、階高、各室の面積共））	A	全諸室	面積、設計仕様情報の追記
	建築要素	階高、地下深さ、最高高さ設定	A	通り芯・レベル	階高
		構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁	A	床の構造（設計仕様）、厚さ	性能、設計仕様
		構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	A	床の構造（設計仕様）、厚さ	性能、設計仕様
		屋根、ひさし、バルコニー	A	形状、大きさ、厚さ	設計仕様
		階 段	A	構造種類（鉄骨/RC）	設計仕様
		EVシャフト	A	大きさ、開口	—
		外 装（種類、材料等）	A	形状、設計仕様（CW/PC/RC/ALC）	設計仕様
		外部建具（仕様を含む）	A	形状、大きさ、開き勝手	性能、設計仕様
		内部建具（仕様を含む）	A	形状、大きさ、開き勝手	性能、設計仕様
		天 井（天井高を含む）	A	形状、構造（一般、グリット天井）、高さ	性能、設計仕様
BIMから出力する図面		—	平面図（各階）、断面図、立面図（2面）、展開図（主要な箇所）、天井伏図	面積表、仕上表、建具表	
構 造					
BIM	建築要素	構造耐力上主要な部分に該当するもの（柱、はり、スラブ等）	S	柱、大梁、耐震壁、ブレース、基礎梁	断面情報、配置情報
		雑構造物（工作物、各種下地材等）	S	—	—
	BIMから出力する図面		—	伏図（各階）、軸組図	—
電気設備					
BIM	建築要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	E	主要室	設計仕様情報の追記
	設備要素	機器・盤類 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	E	電気機器	設計仕様
		器 具	E	照明器具、非常照明器具	設計仕様

		幹線（ケーブルラックを含む）	E	ケーブルラック 2D加筆による配線	用途・サイズ
		インフラ供給ルート	E	インフラ供給ルート (2D加筆)	—
	BIMから出力する図面		—	配置図、負荷表、各設備配線図（各階通信 情報設備・火災報知設備・中央監視制御設 備・構内線路を除く）	
機械設備					
BIM	建築要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備 は表計算ソフトで作成するこ とも可能とする。	M	主要室	設計仕様情報の追記
	設備要素	機器 ※表計算ソフトを併用すること も可能とする。	M	床置・天吊機器	設計仕様
		器具	M	排煙口・衛生器具	設計仕様
		ダクト	M	主要なダクト (フランジ・保温等 は不要) 末端部は2D加筆	用途・サイズ
		ダンパー等	M	区画貫通部等の主要 なダンパー	設計仕様
		配管	M	主要な配管 (フランジ・保温等 は不要) 末端部は2D加筆	用途・サイズ
		インフラ供給ルート	M	インフラ供給ルート (2D加筆)	—
		BIMから出力する図面		—	【給排水衛生設備】 配置図、機器表、器具表、給排水衛生設 備配管平面図（各階） 【空気調和設備】 配置図、機器表、器具表(排煙口)、空気 調和設備平面図（各階）
昇降機設備					
BIM		E V	M	EV本体(かご)の大きさ	設計仕様
屋外整備					
BIM	建築要素	現況敷地情報：既存工作物、敷 地内既存建築物、既存立木等 (表面形状)	A	地盤面、工作物、樹 木	—
		整備後の敷地工作物等（主要な 歩道、車道、駐車場等）	A	歩道、車道、駐車 場、駐輪場、フェ ンス、門又は塀、側 溝、柵	設計仕様
	BIMから出力する図面		—	配置図	—

(注) 1. 担当欄の凡例は以下のとおりとする。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

2. 「設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

別表3 BIMモデルと連動しない箇所等が分かる資料（例）

分野	BIMを用いて作成した図面の名称	2次元加筆のうちBIMモデルと連動しない箇所	CADによる図面修正箇所
総 合	仕上表	符号	
	平面図		
	断面図		
	建具表	符号	
構 造	・・・		
電気設備			
機械設備			

別表4 モデリング・入力ルールに係る項目及び記載内容（例）

項目	記載内容
基準点	配置基準点、建物基準点、高さ方向基準点、建物方向
リンクファイル	建築・構造・設備などのファイル構成
作業分担の設定	作業領域の区分
グループ	モデルグループの使用箇所、命名規則
ビュー構成・命名規則	ビューとシートの構成、命名規則（管理番号）
オブジェクトタイプ・命名規則	オブジェクトタイプの構成、命名規則
線 種	線種・線の太さの設定、命名規則
ハッチング種類	ハッチングの種類、命名規則
切断プロファイル	切断プロファイル使用箇所
その他モデル作成のルール	意匠上重要な視点からのパースや、納まりスケッチ等、設計意図伝達のためのビュー設定について 幅木や廻り縁の入力の有無、壁厚の表現

（注）1. 「設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

## B E P（山口県立総合医療センター施設整備設計業務）

## 1. 使用するB I Mソフトウェアの種類、バージョン

ソフトウェアの種類	ソフトウェアのバージョン	使用範囲・使用内容
〇〇〇	Version〇.〇	総 合
		構 造
		電気設備
		機械設備

## 2. 発注者へのB I Mデータの提示方法

PC等の持込み、ビューア、クラウド利用等
----------------------

## 3. B I M活用の項目及びその実施内容等

## (1) E I R 3. (1) に掲げる指定項目

項目	実施内容	実施時期
① 建築物の外観及び内観（一部）の提示	(実施箇所、実施方法等を記載) (B I Mモデルの詳細度を別表〇に示す。)	

## (2) 指定項目に該当しない項目で、受注者がB I M活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期
	(実施箇所、実施方法等を記載)	

## 4. 成果品（E I R 4. に係る事項）

成果品	ファイル形式
B I Mデータ	
B I Mデータ説明資料	

別表1 BIMモデルの詳細度の目安（基本設計段階）

			担当	形状	情報
総 合					
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等（階数、階高、各室の面積共））	A		
	建築要素	階高、地下深さ、最高高さ設定	A		
		構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁	A		
		構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	—		
		屋根、ひさし、バルコニー	A		
		階 段	A		
		E Vシャフト	A		
		外 装（種類、材料等）	A		
		外部建具（仕様を含む）	—		
		内部建具（仕様を含む）	—		
		天 井（天井高を含む）	—		
	BIMから出力する図面		—		
構 造					
BIM	建築要素	構造耐力上主要な部分に該当するもの（柱、はり、スラブ等）	—		
		雑構造物（工作物、各種下地材等）	—		
	BIMから出力する図面		—		
電気設備					
BIM	建築要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	E		
		設備要素	機器・盤類 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	E	
	器 具		—		
	幹線（ケーブルラックを含む）		—		
	インフラ供給ルート		E		
	BIMから出力する図面		—		

			担当	形状	情報
機械設備					
BIM	建築要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	M		
	設備要素	機 器 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	M		
		器 具	—		
		ダ ク ト	—		
		ダンパー等	—		
		配 管	—		
		インフラ供給ルート	M		
	B I Mから出力する図面		—		
昇降機設備					
BIM		E V	M		
屋外整備					
BIM	建築要素	現況敷地情報：既存工作物、敷地内既存建築物、既存立木等（表面形状）	A		
		整備後の敷地工作物等（主要な歩道、車道、駐車場等）	A		
	B I Mから出力する図面		—		

(注) 1. 担当欄の凡例は以下のとおりとする。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

2. 「設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

別表2 BIMモデルの詳細度の目安（実施設計段階）

			担当	形状	情報
総 合					
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等（階数、階高、各室の面積共））	A		
	建築要素	階高、地下深さ、最高高さ設定	A		
		構造体：柱、はり、床（スラブ）、基礎、耐力壁	A		
		構造耐力上主要な部分に含まれない壁（種類も含む）	A		
		屋根、ひさし、バルコニー	A		
		階 段	A		
		E Vシャフト	A		
		外 装（種類、材料等）	A		
		外部建具（仕様を含む）	A		
		内部建具（仕様を含む）	A		
		天 井（天井高を含む）	A		
B I Mから出力する図面			—		
構 造					
BIM	建築要素	構造耐力上主要な部分に該当するもの（柱、はり、スラブ等）	S		
		雑構造物（工作物、各種下地材等）	S		
	B I Mから出力する図面			—	
電気設備					
BIM	建築要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	E		
	設備要素	機器・盤類 ※表計算ソフトを併用することも可能とする。	E		
		器 具	E		

		幹線（ケーブルラックを含む）	E			
		インフラ供給ルート	E			
	B I Mから出力する図面		—			
機械設備						
BIM	建築要素	空間要素 ※建築モデルを流用して、設備は表計算ソフトで作成することも可能とする。	M			
	設備要素	機器	※表計算ソフトを併用することも可能とする。	M		
		器 具		M		
		ダ ク ト		M		
		ダンパー等		M		
		配 管		M		
		インフラ供給ルート		M		
		B I Mから出力する図面		—		
昇降機設備						
BIM		E V	M			
屋外整備						
BIM	建築要素	現況敷地情報：既存工作物、敷地内既存建築物、既存立木等（表面形状）	A			
		整備後の敷地工作物等（主要な歩道、車道、駐車場等）	A			
	B I Mから出力する図面		—			

(注) 1. 担当欄の凡例は以下のとおりとする。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

2. 「設計B I Mワークフローガイドライン建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

■役割分担表（イメージ）

業務名：山口県立総合医療センター施設整備設計コンストラクション・マネジメント業務

項目 [詳細は、業務委託仕様書（案）参照]	関係者			
	発注者	CMr	施設整備設計 [別途発注]	新病院開院支援 [別途発注]
<b>1. 共通業務</b>				
ハード面とソフト面を両立させるための支援	調整	支援	調整	調整
各部門等の「見える化」への取組	説明	資料作成	情報提供	情報提供
CM業務計画書の作成	受領	作成	-	-
CM業務報告書の作成	受領	作成	-	-
<b>2. 基本設計</b>				
基本設計の開始支援（会議）	出席	説明	運営	出席
設計の進捗状況の把握支援	把握	支援	把握	-
基本設計内容の確認等	確認	確認	確認	-
概算事業費の管理支援	管理	支援	管理	管理
工事施工スケジュール・総合仮設計画の検討支援	検討	支援	検討	-
<b>3. 実施設計段階</b>				
設計の進捗状況の把握支援	把握	支援	把握	-
実施設計内容の確認等	確認	確認	確認	-
概算事業費の管理支援	管理	支援	管理	管理
工事施工スケジュール・総合仮設計画の検討支援	検討	支援	検討	-